

# 「東京都災害廃棄物処理計画（中間のまとめ）」に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1 募集期間 平成29年3月22日～4月12日
- 2 環境局ホームページ（意見募集サイト）へのアクセス件数 397件
- 3 提出者数及び意見数 4人（法人・団体） 4件  
※1件は東京都庁内部署からの提案となります。
- 4 対応（案）
  - ①意見の趣旨は記載済・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
  - ②記載を変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
  - ③今後の施策検討の参考・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
  - ④その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

区分	意見	対応
仮置場候補地の選定	<p>23区では現在、二次仮置場の設置・運営について、共同設置・共同処理を検討している。東京都の被害想定に基づく災害廃棄物発生量を考えると、各区が所有するオープンスペースでは、二次仮置場を設置・運営は難しく、都所有のオープンスペースの提供が必要不可欠な状況である。</p> <p>都所有のオープンスペースの具体的な場所等が示されないと、各区で災害廃棄物処理計画の二次仮置場の設置・運営についての具体的な計画が策定できない。23区が共同処理する二次仮置場の候補地として都所有のオープンスペースの具体的な場所を計画に記載してほしい。</p>	<p>東京都地域防災計画では、「被災状況報告等に基づき、(災害廃棄物の)集積場所として都が提供できる土地を確定し、その情報を区市町村に対し提供する。」と記載されている。現時点では、発災後の被災状況を踏まえた上で、オープンスペースの用途が決定されることとなるため、具体的な場所をあらかじめ計画に記載することは難しい。</p> <p>なお、第3章第1節に都はオープンスペースの把握に努めるよう記載しており、今後、情報提供について検討していく。</p>
受援体制の整備	<p>想定している規模で首都直下地震等が発生した場合、都内自治体や事業者においても人的・物的被害は大きいことが想定される。初動期から応急対応期における都外での広域的な中間処理を含めた受援体制を早急に確立することが、その後の災害廃棄物の円滑な処理に寄与すると考える。</p>	<p>受援は、都外自治体からの人材や資機材の受入れを想定しており、P21にその旨を記載している。なお、中間処理以降の広域処理についてP21、P35、P37に記載している。</p> <p>また、都は受援メニューについて、P32で平常時に整理するとし、初動期の都外自治体からの受援については、P34にその対応を記載している。</p>
表記について	<p>①第1章第5節1の「表5 基本方針」の「5 衛生的な処理」で、「夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る」と記載しているが、「夏場」は不要ではないか。</p> <p>②第3章第2節1の初動対応で、「都は、発災後速やかに、東京都災害対策本部等の下に各局横断組織として「東京都災害廃棄物対策本部(仮称)(以下「都廃対本部」という。)を設置する。また、緊急に災害廃棄物を処理する必要があると判断される場合は、都廃対本部を設置する」とあるが、1行目より、発災後速やかに都廃対本部はできているはずであり、2行目「また」以降が発災後のことなのであれば、1行目との区別があいまいではないか。</p> <p>③巻末資料の避難所ごみの推計結果で表題と表中の単位が異なっているため、統一するべきではないか。</p>	<p>①御指摘を踏まえ、本文を修正する。</p> <p>②御指摘を踏まえ、都廃対本部の設置について考え方を整理し、本文を修正する。</p> <p>③御指摘を踏まえ、単位を統一する。</p>

# 東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)への意見

区分	意見	対応
<p>救助捜索活動の 障害物</p>	<p>発災直後の人命救助、行方不明者の捜索の際に発生する「救助がれき」の扱いは大きな問題になると考える。第1章第5節2で仮置場の迅速な整備として、「救助捜索活動の支障物・・・の一時的な保管を行う「一次仮置場」を速やかに整備する。」という記載があるが、第2章第2節の初動期においても、区市町村の役割として、救助捜索活動の障害物の対応を記載してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章第2節(2)の文章を修正する。</p>